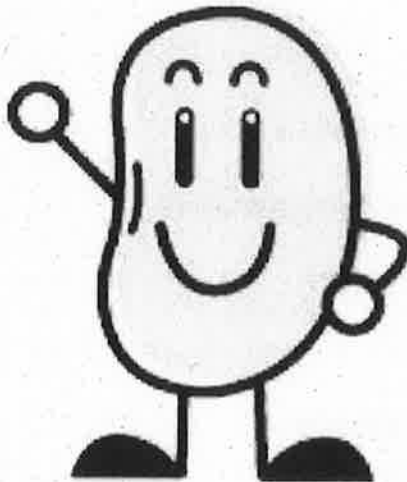


本別消防団  
消防団員のしおり



(令和4年4月発行)

## 目 次

1	消防団の概要	
(1)	消防は市町村の消防機関	1
(2)	消防団の設置	1
(3)	消防団の任務	1
(4)	消防団の特性	1
(5)	消防団員の権限	2
	①立入検査	2
	②情報収集	2
	③優先通行権及び緊急通行権	2
	④消防警戒区域の設定等	2
	⑤消火活動中の緊急措置等	2
2	消防団員の身分、処遇等	
(1)	消防団員の身分と組織	
	①消防団員は特別職の地方公務員	3
	②消防団長及び消防団員	3
	③消防団員の服務	4
	④消防団員の階級及び階級章	6
	⑤勲章・褒章。徽章等の佩用	7
	⑥消防団員の被服	10
	⑦分団の所管区域及び定員等	11
	⑧出動計画	11
	⑨訓練等	11
	⑩会議等	11
(2)	消防団員の処遇	
	①消防団員報酬等	12
	②消防表彰等	12
	③退職報償金	13
(3)	消防団員のための福利厚生事業	
	①消防団員健康診断	13
	②消防団員大型自動車運転免許取得助成	13
	③福祉共済事業	14
	④北海道消防協会その他事業	14
	⑤消防個人年金	15
	⑥消防協会等	15
3	消防団の活性化対策	
(1)	消防団協力事業所表示制度	15
(2)	消防団員入団促進キャンペーン	16
(3)	本別消防団活性化事業	16
(4)	消防団後援会	16
(5)	全国消防団応援の店	16
4	その他	
(1)	別紙 出動計画	18
(2)	参考資料	21

## 1 消防団の概要

### (1) 消防は市町村の消防機関

消防は市町村の事務とされており、消防機関として消防本部、消防署、消防団のうち全部または一部を設けなければならないこととされています。(消防組織法第9条)  
ほとんどの市町村は、消防本部及び消防署(これらを「常備消防」という。)と消防団が併存する消防体制をとっています。

### (2) 消防団の設置

消防団は、消防組織法第18条第1項により、条例に基づいて設置されます。本町では、次のとおり設置及び名称等が定められています。(本別町消防団の設置等に関する条例第2条)

名称：本別消防団

区域：本別町全域

### (3) 消防団の任務

消防団とは火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や被害を防ぐ活動、さらには事故災害における救助、救出活動等、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を言います。

消防団の代表的な業務は次のとおりです。(消防力の整備指針第36条第1項)

- ① 火災の鎮圧に関する業務
- ② 火災の予防及び警戒に関する業務
- ③ 救助に関する業務
- ④ 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- ⑤ 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- ⑥ 地域住民(自主防災組織等を含む。)等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- ⑦ 消防団の庶務の処理等の業務
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

### (4) 消防団の特性

消防団の特性は、地域密着性(消防団員は区域内に居住しまたは勤務していることから、地域の人々や事情に通じていること)、要員動員力(多数の団員の動員が可能

なこと)、即時対応力(区域内に居住または勤務することから、災害の際に即時に対応が可能なこと)とされています。

#### (5) 消防団員の権限

消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられています。

##### ① 立入検査

消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日または期間を指定して、消防団員に立ち入らせ、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査もしくは関係のある者に質問させることができます。(消防法第4条の2第1項)

##### ② 情報収集

火災の現場においては、消防団員は、当該消防対象物の関係者等に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否、その他消火もしくは延焼の防止または人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができます。(消防法第25条第3項)

##### ③ 優先通行権及び緊急通行権

ア 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければなりません。(消防法第26条第1項)

イ 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路もしくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができます。(消防法第27条)

##### ④ 消防警戒区域の設定等

火災の現場においては、消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができます。(消防法第28条第1項)

##### ⑤ 消火活動中の緊急措置等

ア 消防団員は、消火もしくは延焼の防止または人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、または発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分またはその使用を制限することができます。(消防法第

29条第1項)

イ 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火もしくは延焼の防止または人命の救助その他の消防作業に従事させることができます。  
(消防法第29条第5項)

## 2 消防団員の身分、処遇等

消防団は、市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っています。

### (1) 消防団員の身分と組織

#### ① 消防団員は特別職の地方公務員

消防団員は、それぞれ職業を持つ傍ら、災害時等に消防団員として活動しますが、この消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員と規定されています。(地方公務員法第3条第5項)

なお、消防団員には、本別町の条例に基づいて、報酬や費用弁償が支給されます。

#### ② 消防団長及び消防団員

##### ア 消防団長

消防団の長は、消防団長であり、消防団に関する事務を統括し、消防団員を指揮監督します。消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命します。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第3条)

##### イ 消防団員

消防団員は、上司の指揮監督を受け、分団の事務に従事します。

消防団長以外の消防団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命します。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第3条)

- ① 当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者。ただし、団長が特に認めるときは、この限りではない。
- ② 年齢18歳以上の者
- ③ 志操堅固で、かつ、身体強健な者

#### ウ 欠格事項

次の各号の一に該当する者は、消防団員となることができない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

#### エ 休団

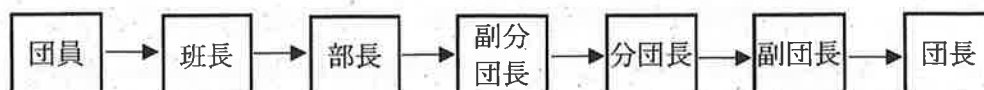
- ① 消防団員は、長期出張、育児介護等やむを得ない理由により、長期間消防活動に従事することができないときは、消防団員の身分を有したまま休団することができます。
- ② 消防団員は、休団しようとするときは、任命権者の承認を得なければなりません。
- ③ 休団中の消防団員が復団しようとするときは、前項の規定を準用する。この場合において、当該休団中の消防団員が復団したときの階級は、休団した日にその者が属していた階級とします。
- ④ 休団中の消防団員については、その休団の期間中、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定は適用しません。
- ⑤ 休団している消防団員は、休団の期間中、本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成27年条例第28号）第3条に定める勤務年数の算定に算入しません。（本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第4条の2）

#### オ 退職

消防団員は、退職しようとするときは、あらかじめ文書により任命権者に届出なければなりません。

ただし、届出をする場合は、階級の順に報告していくことを原則とします。

例)



#### ③ 消防団員の服務

##### ア 出動

消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事することにする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あ

あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければなりません。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第8条)

#### イ 招集の方法

##### ① サイレン吹鳴

サイレンを吹鳴して招集します。サイレンの吹鳴パターンにより大まかな災害種別を把握することができます。

- ・近火の場合 吹鳴3秒～無音2秒 これを10回繰り返します。
- ・応援要請の場合 吹鳴5秒～無音6秒 これを7回繰り返します。
- ・山林火災の場合 吹鳴10秒～無音2秒 これを5回繰り返します。
- ・演習招集の場合 吹鳴15秒～無音6秒 これを3回繰り返します。

※ サイレンのある場所は、消防署(北2丁目)、北サイレン(北8丁目)、南サイレン(柏木町)、第2分団詰所(勇足元町)、第3分団詰所(仙美里元町)の5か所となります。

##### ② 順次指令

あらかじめ登録した携帯電話に、音声により災害発生を知らせ招集します。

##### ③ メール配信

あらかじめ登録したメールアドレスに、メールにより災害発生を知らせ招集します。

##### ④ 同報無線

同報無線の音声により災害発生を知らせ招集します。

#### ウ 消防車の責任者の遵守事項

出火水出場または引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。(本別町消防団の運営に関する規程第4条)

- ① 機関担当員の隣席に乗車すること。
- ② 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- ③ 消防団員及び消防職員以外の者を、消防車に乗車させないこと。
- ④ 消防車は、1列縦隊で安全を保って走行すること。
- ⑤ 前行消防車の追越し信号のある場合を除くほか、走行中の追越しはしないこと。

#### エ 所管区域

消防団は、団長の許可を受けないで所管区域外の水火災その他の災害現場に出場してはなりません。ただし、所管区域が確認し難い場合の出場については、この限りではありません。(本別町消防団の運営に関する規程第5条)

オ 居住地から離れる場合の届出

消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければなりません。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできません。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第9条)

カ 秘密を守る義務

消防団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはなりません。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第10条)

キ 分限

任命権者は、消防団員が次の各号の一に該当する場合において、その意に反して、これを降任し、または免職することができます。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第5条第1項)

- ① 勤務実績が良くない場合
- ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
- ③ 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- ④ 定員の改廃または予算の減少により過員を生じた場合

ク 懲戒

任命権者は、消防団員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、停職または免職の処分をすることができます。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第6条第1項から第2項)

- ① 消防に関する法令、条例または規則に違反した場合
- ② 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合
- ③ 消防団員としてふさわしくない非行があつた場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行います。

④ 消防団員の階級及び階級章

消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。(本別町消防団員の階級等に関する規則第2条)

団長の任期は4年とする。ただし、再任することは妨げない。(本別町消防団の



組織に関する規則第8条2項)

消 防 団 員			
階級章 会章(襟式)の布(マジック式) 樹皮製	制帽周章	略帽周章	制服袖章
団 長			
副 団 長			
分 団 長			
副 分 団 長			
部 長			
班 長			
団 員			

⑤ 勲章・褒章・徽章等の佩用

消防団員が制服に勲章・褒章・徽章等を佩用する場合、以下のとおりとします。

ア 勲章・褒章

左胸上段に佩用します。(佩用位置図①)

イ 徽章

「徽章」とは、消防表彰規程(昭和37年消防庁告示第1号)に定める特別功労章、顕功章、功績章、功労章、永年勤続功労章(以下「国消の徽章」という。)、北海道消防表彰規則に定める功労章、永年勤続章(以下「北海道の徽章」という。)、日本消防協会定款に定める功績章、精績章、勤続章(以下「日消の徽章」という。)、北海道消防協会定款に定める栄光章、功績章、特別功績章、功労章、勤続章(以下「北消の徽章」という。)、北海道消防協会十勝地方支部表彰規程に定める功労章、勤続章(以下「支部の徽章」という。)、及びこれらに準ずる名誉ある徽章(以下「その他の徽章」という。)、消防団幹部職章佩用規定に定める消防団幹部職章(以下「幹部職章」という。)、消防団長及び副団長の胸章に関する規定に定める胸章をいいます。

・国消の徽章

右胸中段の上部に佩用します。(佩用位置図②)

- ・北海道の徽章

左胸中段の上部に佩用します。(佩用位置図⑤～⑦)

- ・日消、北消の徽章

左胸中段の中部に佩用します。(佩用位置図⑧～⑩)

- ・支部の徽章及びその他の徽章

左胸中段の下部に佩用します。(佩用位置図⑪～⑬)

- ・幹部職章(団長・副団長・分団長)

右胸上段に佩用します。(佩用位置図②)

※私服の場合は、左襟飾り穴に佩用する。(佩用位置図⑮)

- ・胸章(団長・副団長)

右胸中段の下部に佩用します。(佩用位置図④)

ウ 同種の徽章の佩用

同種で上下の別がある徽章を佩用する場合は、上級の徽章のみを佩用します。

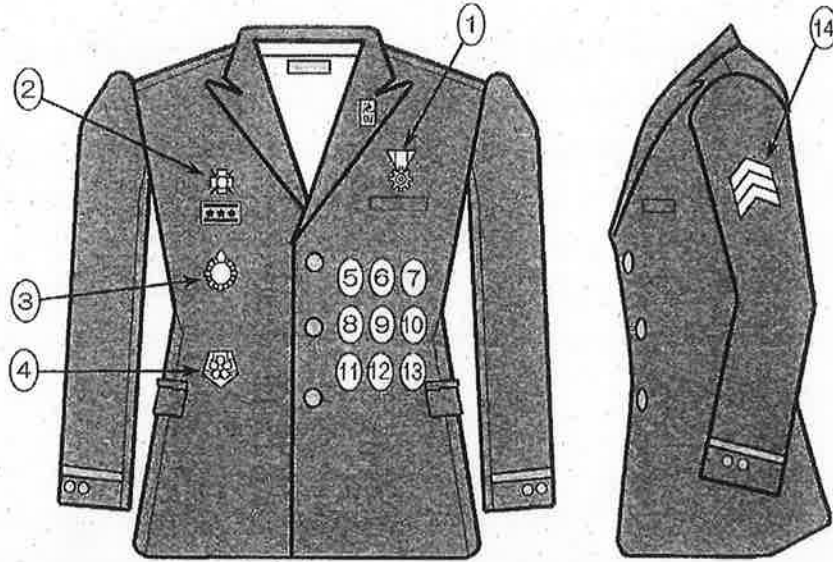
同種、同級の徽章を2個以上併用するときは、最後に受けた徽章を佩用します。

エ 勤続腕章

左胸上部の位置に佩用します。(佩用位置図⑭)

勲章・徽章等 佩用位置図

《 制服 》



- ① 勲章、褒章の・佩用位置
- ② 幹部職章(団長・副団長・分団長)の佩用位置
- ③ 国消の徽章(消防庁長官表彰等)の佩用位置
- ④ 胸章(団長・副団長)の佩用位置
- ⑤～⑦ 北海道の徽章の佩用位置
- ⑧～⑩ 日消の徽章、北消の徽章の佩用位置
- ⑪～⑬ 支部の徽章、その他の徽章の佩用位置
- ⑭ 勤続腕章の佩用位置

《 私 服 》



- ⑮ 幹部職章(団長・副団長・分団長)の佩用位置

⑥ 消防団員の被服（本別町消防団員の被服貸与規則）

消防団員には、被服は現品をもって貸与します。貸与する被服の品目、員数は別表第1及び別表第2のとおりとし、使用期間は、団長がその損傷の程度によって認定します。

団員が退職もしくは死亡したときは、現に給与または貸与を受けていた被服は、程度のいかんにかかわらず速やかに返納しなければなりません。

被服は正常な状態において維持保全するとともにその補修を自己の負担においてしなければなりません。ただし、その者の責に帰すことができない事由によって生じた損傷については、この限りではありません。

被服を故意または過失によって損傷または亡失したときは、相当価格を弁償していただきます。ただし、団長において相当の事由があると認めるときは、この限りではありません。

別表第1 貸与被服等（男性）

品 目	員 数	摘 要
冬服上下	1	
制帽	1	
活動服	1	
アポロキャップ	1	
防火衣	1	
ヘルメット	1	
防寒衣	1	
半長靴または短靴	1	
ネクタイ	1	

別表第2 貸与被服等（女性）

品 目	員 数	摘 要
冬服上下	1	スカート・スラックス
制帽	1	
活動服	1	
アポロキャップ	1	
外套	1	
ブラウス	1	長袖
ショルダーバック	1	
短靴	1	婦人靴

雨衣	1	
----	---	--

⑦ 分団の所管区域及び定員等

分団の名称、所管区域及びその消防団員の階級別定員は、別表のとおりとする。  
(本別町消防団の組織に関する規則第4条)

別表

団名	分団名等	階級別定員								所管区域
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
本別消防団	本団	1	3	1	1	1	1	6	14	本別町の全区域
	第1分団			1	1	5	9	25	41	本別市街同付近
	第2分団			1	1	3	5	24	34	勇足市街同付近
	第3分団			1	1	3	5	21	31	仙美里市街同付近
	計	1	3	4	4	12	20	76	120	

⑧ 出動計画

とかち広域消防事務組合では出動計画が定められています。  
各災害における出動計画は、別紙参照してください。

⑨ 訓練等

本別消防団は、下記により訓練等を行っています。

- ・月例訓練 第1分団 毎月1日 14:00～ (場所:本別消防署)

訓練内容によって、日時が変更になる場合もあります。

- 第2分団 毎月1日 6:00～ (場所:第2分団詰所)

- 第3分団 毎月1日 8:00～ (場所:第3分団詰所)

※1月については、出初式があるため月例訓練は実施していません。

- ・消防団連合演習 (第1分団・第2分団・第3分団合同) 6月開催予定

※演習前に3日間演習に伴う訓練を実施します。

- ・消防団出初式 (第1分団・第2分団・第3分団合同) 1月6日開催

※開催日が日曜日と重なった場合は、翌日に振り替えます。

⑩ 会議等

本別消防団では、下記により会議を開催します。

- ・本別消防団本団会議・・・必要に応じて年数回開催します。

・本別消防団各分団幹部会議・・・必要に応じて年数回開催します。

## (2) 消防団員の処遇

### ① 消防団員報酬等

#### ア 年額報酬及び出動報酬

消防団員には、別表1に定める年額報酬(2分の1相当額を9月及び翌年の3月)及び別表2に定める出動報酬(当月分を翌月末)を支給します。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第12条)

別表1 (年額報酬)

階級	金額
団長	86,000円
副団長	69,000円
分団長	60,000円
副分団長	47,000円
部長	44,000円
班長	40,000円
団員	36,500円

別表2 (出動報酬)

区分	支給単位	金額	備考
災害出動	1日につき	8,000円	1日の出動が7時間45分を超えるごとに同額を加算する
訓練出動	1日につき	5,000円	
警戒出動	1日につき	5,000円	
その他の出動	1日につき	5,000円	
十勝管内連合演習及び教養訓練出動	1日につき	7,300円	

#### イ 費用弁償等

消防団員が公務のため旅行した場合及び災害、訓練、警戒等の職務に従事するために出動したときは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年条例第3号)の定めにより支給します。(本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例第13条)

### ② 消防表彰等

消防団員がその任務遂行にあたって、その功労が特に顕著である者に対して、国

や自治体、日本消防協会などで各種の表彰を行っています。

### ③ 退職報償金

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、本人（死亡による退職の場合は、その遺族）の階級及び勤務年数に応じて支給します。

(単位：千円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

本別町では、消防団員等公務災害補償等共済基金から支給される退職報償金とは別に、郷土愛護の精神に基づき永年にわたり非常勤消防団員として本別町内の防災活動に5年以上従事し、退職した場合において、その功労に報いるためその者（死亡による退職の場合はその者の遺族）の勤務年数、勤務成績及び貢献度等を勘案し、退職報償金が支給されます。（本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例、規則及び要綱）

### (3) 消防団員のための福利厚生事業

#### ① 消防団員健康診断

本別町では、消防団員の日常からの健康管理と災害出動時に起因する事故を未然に防止するため、本別町国民健康保険加入者を対象に検診日に満35歳以上の消防団員は本別町健康管理センター（毎年7月）で、検診日に満35歳未満の消防団員は本別町国民健康保険病院（毎年6月）で健康診断を実施しています。なお、当受診期間で受診できなかった場合は、適宜日程調整をして受診できます。

#### ② 消防団員大型自動車運転免許取得助成

本別町では、消防団員に対し各分団輪番により大型自動車運転免許取得者を推

薦してもらい、取得代金全て（写真代、補習料及び補習に伴う検定料は除く）を公費により助成しています。

③ 福祉共済事業（日本消防協会 加入3,000円/1人 公費）

消防団員等福祉共済は、公益財団法人日本消防協会が行う消防団員が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を守るとともに、消防団員等の福祉を増進し、消防団員等の福祉厚生等を図ることにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする総合的な共済です。

ア 給付内容

区 分	事 由	給付種別	共済金額（円）	
死 亡	公務・公務外	遺族援護金	1,000,000	
	公 務	弔慰金	23,000,000	
		保育援護金	1人 250,000	
重度障害 (障害の等級1級 又は2級)	公務・公務外	生活援護金	1,000,000	
	公 務	重度障害見舞金	23,000,000	
		保育援護金	1人 250,000	
障 害 (障害の等級3級 ～12級)	公務・公務外	障 害 見 舞 金	3級又は4級	500,000
			5級又は6級	300,000
			7級又は8級	180,000
			9級又は10級	90,000
			11級又は12級	60,000
入 院	公務・公務外	入院見舞金（120日限度）7日以上の入院で1日あたり	1日 1,500	

イ 請求方法

共済金等を請求するときは、消防署を経由して北海道消防協会へ請求する必要があります。該当する場合は、本別消防署（消防係）へご連絡ください。

④ 北海道消防協会その他事業（会員相互扶助事業）（北海道消防協会 加入800円/1人 公費）

北海道消防協会その他事業（会員相互扶助事業）は、弔慰金、香典及び見舞金が支給されます。対象となる事案が発生した場合は、公益財団法人北海道消防協会弔慰見舞規程の規定により必要書類を本別消防署（消防係）に提出していただき、本別消防署から北海道消防協会へ請求します。



⑤ 消防個人年金（日本消防協会 希望者のみ加入）

消防団員の老後の安定と福祉の向上のために、自助努力や老後生活資金を準備するための積立年金制度です。掛金払込期間中に積立を行い、掛金払込満了時に給付金を受け取れます。「税制適格コース」と「自由選択コース」の2種類があり、10口10,000円から申込みことができます。

詳しい内容は、ホームページをご覧ください。[\(http://www.nissho.or.jp/\)](http://www.nissho.or.jp/)

⑥ 消防協会等

ア 日本消防協会

日本消防協会は、会員の福祉厚生、消防諸施設の改善・充実、消防知識技能の向上と消防活動の強化等を図るとともに、消防思想を普及徹底することを目的に、各種の事業を行っています。

詳しい内容は、ホームページ[\(http://www.nissho.or.jp/\)](http://www.nissho.or.jp/)をご覧ください。

イ 北海道消防協会（十勝地方支部）

北海道消防協会（十勝地方支部）は、誰もが安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指し、住民の生命と財産を様々な災害から守るため、消防力の増強・整備を通じて地域防災力の強化推進を図るとともに、消防に関する情報の提供および調査研究等を行い、もって広く住民の福祉の増進に寄与することを目的に、各種の事業を行っています。

詳しい内容は、ホームページ[\(http://hokkaidosyoboukyoukai.or.jp/\)](http://hokkaidosyoboukyoukai.or.jp/)をご覧ください。

ウ 北海道消防学校

北海道消防学校は、消防組織法第51条に基づき、消防職員及び消防団員等の教育訓練を行うために、北海道が江別市に設置したものです。

詳しい内容は、ホームページ[\(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sbg/\)](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sbg/)をご覧ください。

### 3 消防団の活性化対策

(1) 消防団協力事業所表示制度

本別町消防団協力事業所表示制度は、本別町消防団に積極的に協力している事業

所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的としています。(本別町消防団協力事業所表示制度実施要綱第1条)



消防団協力事業所表示証

(2) 消防団員入団促進キャンペーン

消防庁では、毎年、1月～3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、全国の地方公共団体等と連携し、消防団への入団促進に係る広報の全国的な展開を図っています。

本別消防団でも、毎年、現団員の仕事姿や団員としての活動姿を数名ピックアップし、ポスターを作成後、各事業所等に配布しています。

(3) 本別消防団活性化事業

組織強化と活性化を目的に、各分団、パークゴルフ・ゴルフ大会や救命講習等を行っています。

(4) 消防団後援会

外郭団体として本別消防団後援会が組織されており、各消防団活動に対して後援を行っています。

本別町内に居住する一般会員及び事業所等による特別会員により後援会費が納入され、連合演習及び出初式において、後援会連合会の役員が後援を行っています。

(5) 全国消防団応援の店

消防団員の確保と地域防災力の向上を目的として行い、北海道内の消防団員及びその家族に対し、企業や飲食店等の事業所がサービス等を提供します。

消防団員及びその家族が受けることができる記念品や飲食物の進呈、買い物ポイントの加算、利用料金及び商品価格の割引等をはじめとした各種サービス並びにその他の支援のことをいいます。

登録事業所、サービス内容は「全国消防団応援の店」のホームページをご覧ください。[\(https://zenkokushouboudan-ouennomise.nissho.or.jp/Nissho0en/\)](https://zenkokushouboudan-ouennomise.nissho.or.jp/Nissho0en/)

① 本別町の登録事業所

- ・木下クリーニング商会（本別町北2丁目3-7）
- ・レストラン 秀華（本別町北3丁目1-1（道の駅内））
- ・c a f e いちご（本別町北3丁目2-7）
- ・東家（本別町北3丁目7-1）
- ・フォトファクトリー西村（本別町北4丁目3-1）
- ・（有）源すし（本別町北4丁目4-12）
- ・からまつ（本別町南1丁目2-6）
- ・ほんべつはりきゅう整骨院（本別町南2丁目3-1）
- ・株式会社 KOYA. l a b（本別町勇足71番地9）
- ・カフェDABO（ダボ）（本別町上本別10-4）

② 十勝全域の登録事業所

本別町：10件 足寄町：7件 池田町：2件 帯広市：13件 音更町：8件  
上士幌町：18件 更別村：6件 新得町：3件 清水町：3件 広尾町：2件  
幕別町：5件

## 別表第 1

## 火災等出動区域

市町村	出動区域	管轄消防団	出動区域の範囲
本別町	本別 1 区	本別消防団 第 1 分団	本別市街地、共栄、東本別、上本別、下仙美里、チエトイ、負籓、 美里別西中、西上、東下、東中、東上南部
	道東自動車道	区域外	本別 I C から池田 I C 間の上り線
	本別 2 区	本別消防団 第 1 分団	美里別東上北部、活込
	勇足 1 区	本別消防団 第 2 分団	勇足東 1 区から東 5 区、勇足西 1 区から西 5 区、上美蘭別、 下美蘭別、高美蘭別、押帯南東部
	勇足 2 区	本別消防団 第 2 分団	上押帯南部、押帯南西部
	勇足 3 区	本別消防団 第 2 分団	上押帯北部
	仙美里 1 区	本別消防団 第 3 分団	東仙美里、仙美里 1 から 3、奥仙美里、拓栄、美栄、上仙美里、 木札内、西仙美里、高東、追名牛
	仙美里 2 区	本別消防団 第 3 分団	清里、明美、月見台、新生、拓農

別表第2

## 火災出動計画

市町村	出動区域	火災出動		
		第1出動	第2出動	第3出動
池田町	池田2区	本別化学1	本別水槽1	
	高島1区			本別化学1
	池田1Cから本別1C間の下り線	本別化学1	本別水槽1	
	高島2区			本別化学1
浦幌町	上浦幌2区	本別化学1	本別水槽1	
	浦幌1Cから本別1C間の上下線	本別化学1 本別指揮1	本別水槽1	
	浦幌1Cから白糠1C間の浦幌町行政区	本別化学1 本別指揮1	本別水槽1	
足寄町	足寄区			本別化学1、本別水槽1
	中足寄区			本別化学1、本別水槽1
	螺湾区			本別化学1、本別水槽1
	上足寄区			本別化学1、本別水槽1
本別町	本別1区	本別化学1	本別水槽1、本別指揮1、本別4号 (本別消防団) 本別1号、本別2号、本別3号	足寄化学1、足寄2号 (本別消防団) 勇足1号、勇足2号、仙美里1号、 仙美里2号
	本別1Cから池田1C間の上り線	本別化学1、本別指揮1、池田タンク1	本別水槽1、池田水槽1	
	本別2区	足寄化学1	足寄2号、本別化学1、本別水槽1 本別指揮1、本別4号 (本別消防団) 本別1号、本別2号、本別3号	(本別消防団) 勇足1号、勇足2号、仙美里1号、 仙美里2号
	勇足1区	本別化学1	本別水槽1、本別指揮1 (本別消防団) 勇足1号、勇足2号	本別4号、池田タンク1、池田水槽1 (本別消防団) 本別1号、本別2号、本別3号、 仙美里1号、仙美里2号
	勇足2区	士幌化学1	士幌水槽1、本別化学1、本別水槽1、本別指揮1 (本別消防団) 勇足1号、勇足2号	本別4号 (本別消防団) 本別1号、本別2号、本別3号、 仙美里1号、仙美里2号
	勇足3区	上士幌タンク1	上士幌水槽1、本別化学1、本別水槽1、本別指揮1 (本別消防団) 勇足1号、勇足2号	本別4号 (本別消防団) 本別1号、本別2号、本別3号、 仙美里1号、仙美里2号
	仙美里1区	本別化学1	本別水槽1、本別指揮1 (本別消防団) 仙美里1号、仙美里2号	本別4号、足寄化学1、足寄2号 (本別消防団) 本別1号、本別2号、本別3号、 勇足1号、勇足2号
	仙美里2区	足寄化学1	足寄2号、本別化学1、本別水槽1、本別指揮1 (本別消防団) 仙美里1号、仙美里2号	本別4号 (本別消防団) 本別1号、本別2号、本別3号、 勇足1号、勇足2号

備考  
1 火災第4出動の出動車両は、火災の規模及び消防力の配置状況を考慮し、消防局長がその都度決定する。  
2 特命出動車両は、各出動区分に定める出動車両に加える。

別表第 5

警戒・水防出動計画

市町村	出動区域	警戒出動	水防出動
		第 1 出動	第 1 出動
池田町	池田 2 区	本別化学 1	
浦幌町	上浦幌 2 区	本別化学 1	
	浦幌 I C から本別 I C 間の上下線	本別化学 1	
	浦幌 I C から白糠 I C 間の浦幌町行政区	本別化学 1	
本別町	本別 1 区	本別化学 1	本別広報 1、本別指揮 1
	本別 I C から池田 I C 間の上り線	本別化学 1	
	本別 2 区		本別広報 1、本別指揮 1
	勇足 1 区	本別化学 1	本別広報 1、本別指揮 1
	勇足 2 区		本別広報 1、本別指揮 1
	勇足 3 区		本別広報 1、本別指揮 1
	仙美里 1 区	本別化学 1	本別広報 1、本別指揮 1
	仙美里 2 区		本別広報 1、本別指揮 1
備考			
1 警戒第 2 出動の出動車両は、火災第 2 出動に準ずる。			
2 水防第 2 出動の出動車両は、管轄署長との協議により決定する。			

(参考資料)

消防組織法(抜粋)

(昭和22年12月23日法律第226号)

(消防の任務)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

(市町村の消防に関する責任)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(消防本部及び消防署)

第10条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防長)

第12条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を総括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

第13条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を総括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第14条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団)

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するも

のとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第19条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第20条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を総括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第21条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第22条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第23条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第24条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第25条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

(市町村の消防の相互の応援)

第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(消防、警察及び関係機関の相互協力等)

第42条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

2 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理



者は、相互間において、地震、台風、水火災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に関係のある警察の指揮は、消防が行う。

(消防学校等)

第51条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第52条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(参考資料)

消防法(抜粋)

(昭和23年7月24日法律第186号)

(目的)

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査)

第4条 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員(消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第5条の3第2項を除き、以下同じ。)にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

3 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

4 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

(消防団員の立入検査)

第4条の2 消防長又は消防署長は、火災予防のため特に必要があるときは、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員(消防本部を置かない市町村においては、非常勤の消防団員に限る。)に前条第1項の立入及び検査又は質問をさせることができる。

2 前条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

(火災発見の通報)

第24条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

2 すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

(応急消火義務等)

第25条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

3 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

(消防車の優先通行)

第26条 消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。

2 消防車の優先通行については、道路交通法(昭和35年法律第105号)第40条、第41条の2第1項及び第2項並びに第75条の6第2項の定めるところによる。

3 消防車は、火災の現場に出動するとき及び訓練のため特に必要がある場合において一般に公告したときに限り、サイレンを用いることができる。

4 消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規則に従わなければならない。

(消防隊の緊急通行権)

第27条 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(消防警戒区域の設定等)

第28条 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

2 消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は消防団員の職権を行うことができる。

3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

(消火活動中の緊急措置等)

第29条 消防吏員又は消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

3 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

4 前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

5 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

(緊急水利)

第30条 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができる。

2 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

(災害補償)

第36条の3 第25条第2項(第36条第8項において準用する場合を含む。)又は第29条第5項(第30条の2及び第36条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第35条の10第1項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 消防対象物が構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるもの(以下この条において「専有部分」という。)がある建築物その他の工作物であり、かつ、専有部分において火災が発生した場合であつて、第25条第1項の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事した者のうち、次に掲げる者以外の者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときも、前項と同様とする。

一 火災が発生した専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者

二 火災が発生した専有部分の各部分及び当該各部分以外の部分を、一の者が、総務省令で定めるところにより、住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に一体として供している場合には、これらの用途に一体として供されている専有部分の各部分の所有者、管理者、占有者その他の総務省令で定める者(前号に掲げる者を除く。)

3 第1項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

(参考資料)

本別町消防団の設置等に関する条例

(平成27年9月17日条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 本別町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
本別消防団	本別町全域

(参考資料)

本別町消防団の組織に関する規則

(平成28年3月29日規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項の規定に基づき消防団の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織等)

第2条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによるものとする。

(組織)

第3条 消防団に、本団及び分団をおく。

2 本団及び分団には、必要に応じ部及び班をおくことができる。

(分団の所管区域及び定員等)

第4条 分団の名称、所管区域及びその消防団員の階級別定員は、別表のとおりとする。

(本団)

第5条 本団に団長以下の各階級の団員をおくことができる。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分団)

第6条 分団に分団長以下の各階級の団員をおく。

2 分団長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。

(詰所)

第7条 消防団に詰所を置きその名称、及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
第2分団詰所	本別町勇足元町8番地4
第3分団詰所	本別町仙美元町42番地1

(団長推薦)

第8条 消防団が団長を推薦する場合は、団員総数の3分の2以上の同意のあることを要する。

2 団長の任期は4年とする。ただし、再任することは妨げない。

(表彰)

第9条 町長は、本団及び分団又は団員がその任務遂行に当たって、その功労が特に顕著である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の規定により団員を表彰する場合は、団長が行うことができる。

(表彰の種別)

第10条 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

2 表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる本団及び分団に対してこれを授与し、賞状は、消防団員として功労があると認められる者に対しこれを授与するものとする。

(感謝状の贈呈)

第11条 町長は、消防団員以外の個人又は団体で次の各号の一に該当する事項につき、その功績顕著な者に対し感謝状及び記念品を贈呈するものとする。

- (1) 水、火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防設備強化拡充についての協力
- (3) 水、火災現場における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ
- (5) 救助に関し消防団への協力
- (6) 消防活動全般についての協力

(表彰期日)

第12条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要があるときはこの限りでない。

(補則)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

別表(第4条関係)

団名	分団名等	階級別定員								所管区域
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
本別消防団	本団	1	3	1	1	1	1	6	14	本別町の全区域
	第1分団			1	1	5	9	25	41	本別市街同付近
	第2分団			1	1	3	5	24	34	勇足市街同付近
	第3分団			1	1	3	5	21	31	仙美里市街同付近
	計	1	3	4	4	12	20	76	120	

(参考資料)

本別町消防団の運営に関する規程  
(平成28年3月29日規程第5号)

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか分団及び部等の所掌事務を明確にし、適正、かつ、能率的な運営を図ることを目的とする。

(分団及び部)

第2条 分団及び部の編成については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)にそつて定めるものとする。

(災害出場)

第3条 消防車が水火災現場に出場するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の定める交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの際の警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第4条 出火水出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 機関担当員の臨席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 団員及び消防職員以外の者を、消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越し信号のある場合を除くほか、走行中の追越しはしないこと。

(所管区域)

第5条 消防団は、団長の許可を受けないで所管区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、所管区域が確認し難い場合の出場については、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第6条 水、火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び、財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水、火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(現場指揮)

第7条 火災現場に最先到着した指揮者は、上級指揮者が到着するまで全指揮を執り責任を負わなければならない。

(指揮者の報告義務)

第8条 火災現場に到着した各車の指揮者は、上級指揮者の到着を待つて速やかに火勢の状況、防ぎよ措置及び消火活動上必要と認めた事項を報告しなければならない。

(指揮者の遵守事項)

第9条 災害現場に出場した指揮者は、次の事項を守らなければならない。



- (1) 消防作業中は、適切な判断と敢然とした決意をもって団員の活動を指揮監督すること。
  - (2) 常に自己の指揮下にある団員を掌握し、状況の変化に即応した体制がとれるように努めること。
  - (3) 所属団員の保護に十分な措置をとること。
  - (4) 残火鎮滅に当たっては、よく調査して再燃によって危険を及ぼすことのないように努めること。
- (死体発見の場合の措置)

第10条 水、火災その他の災害現場において死体を発見したときは、指揮者は、消防署長又は消防団長に報告するとともに警察職員又は検視員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第11条 放火の疑いのある場合は、指揮者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防署長又は消防団長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件を慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えること。

(教養及び訓練)

第12条 消防団員は、品位の向上及び消防技能の練成に努め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

第13条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 消防沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 管内図
- (6) 地理、水利要覧
- (7) 貸与品台帳
- (8) その他必要と認められる文書簿冊

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、団長が別に定める。

(参考資料)

本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例  
(平成27年9月17日条例第27号)

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき本別町非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定数は120人とする。

(任用)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者。ただし、団長が特に認めるときは、この限りではない。

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(休団)

第4条の2 団員は、長期出張、育児介護等やむを得ない理由により、長期間消防活動に従事することができないときは、団員の身分を有したまま休団することができる。

2 団員は、休団しようとするときは、任命権者の承認を得なければならない。

3 休団中の団員が復団しようとするときは、前項の規定を準用する。この場合において、当該休団中の団員が復団したときの階級は、休団した日にその者が属していた階級とする。

4 休団中の団員については、その休団の期間中、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定は適用しない。

5 休団している団員は、休団の期間中、本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例(平成27年条例第28号)第3条に定める勤務年数の算定に算入しない。

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合において、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号の一に該当するに至ったとき。

(2) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、別に規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、別表1に定める年額報酬及び別表2に定める出勤報酬を支給する。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合及び災害、訓練、警戒等の職務に従事するために出勤したときは、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年条例第3号)の定めにより支給するものとする。

(被服等の給与)

第14条 団員に被服を給与又は貸与する。その品目、使用期間については、町長が別に定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

別表1(第12条関係)

## 年額報酬

階級	金額
団長	86,000円
副団長	69,000円
分団長	60,000円
副分団長	47,000円
部長	44,000円
班長	40,000円
団員	36,500円

別表2(第12条関係)

## 出動報酬

区分	支給単位	金額	備考
災害出動	1日につき	8,000円	1回の出動が7時間45分を超えるごとに同額を加算する
訓練出動	1日につき	5,000円	
警戒出動	1日につき	5,000円	
その他の出動	1日につき	5,000円	
十勝管内連合演習及び教養訓練出動	1日につき	7,300円	

(参考資料)

本別町消防団員の階級等に関する規則

(平成28年3月29日規則第13号)

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第23条第2項の規定に基づき消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制について定めるものとする。

(階級)

第2条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(団長)

第3条 消防団長の職にある者の階級は、団長とする。

(団長以外の消防団員)

第4条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(訓練、礼式)

第5条 消防団員の訓練、礼式については、総務省消防庁において定めた消防訓練礼式基準(昭和40年7月31日消防庁告示第1号)による。

(服制)

第6条 消防団員の服制については、総務省消防庁において定めた消防団員服制基準(昭和25年2月4日国家公安委員会告示第1号)による。

(参考資料)

本別町消防団員の分限及び懲戒の処分に関する規則  
(平成28年3月29日規則第12号)

(目的)

第1条 この規則は、本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成28年条例第27号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、消防団員(以下「団員」という。)の意に反する降任、免職及び懲戒の処分の手続について必要な事項を定めるものとする。

(分限の手続)

第2条 任命権者は、条例第5条第1項第2号の規定に該当するものとして、団員を降任し又は免職する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 団員の意に反する降任又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(懲戒の手続)

第3条 条例第6条の規定に基づいて行う戒告、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

2 停職の期間は1月以内の期間を定めて行う。

3 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

4 停職者は、停職期間中、いかなる報酬等も支給されない。

5 懲戒処分としての免職処分を受けた団員は、その処分を受けた日又は処分事由の確定した日まで報酬等の支給をすることができる。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

(参考資料)

本別町消防団員の被服貸与規則  
(平成28年3月29日規則第11号)

(趣旨)

第1条 本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成28年条例第27号)第14条に規定する団員の被服等(以下「被服」という。)の貸与については、この規則の定めるところによる。

(品目、員数及び使用期間)

第2条 貸与する被服の品目、員数は別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 貸与被服の使用期間は、団長がその損傷の程度によって認定する。

(貸与)

第3条 被服は、現品をもって貸与する。

(被服の返納)

第4条 団員が退職若しくは死亡したときは、現に給与又は貸与を受けていた被服は、程度のいかんにかかわらず速やかに返納しなければならない。

(使用の制限)

第5条 被服は、職務執行のほか、着用し、又は使用してはならない。

(保全の義務)

第6条 被服は正常な状態において維持保全するとともにその補修を自己の負担においてしなければならない。ただし、その者の責に帰すことができない事由によって生じた損傷については、この限りでない。

(損傷等の弁償)

第7条 被服を故意又は過失によって損傷又は亡失したときは、相当価格を弁償させる。ただし、団長において相当の事由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1(第2条関係)

貸与被服等(男性)

品目	員数	摘要	品目	員数	摘要
冬服上下	1		ヘルメット	1	
制帽	1		防寒衣	1	
活動服	1		半長靴又は短靴	1	
アポロキャップ	1		ネクタイ	1	
防火衣	1				

別表第2(第2条関係)

貸与被服等(女性)

品目	員数	摘要	品目	員数	摘要
冬服上下	1	スカート・スラックス	ブラウス	1	長袖
制帽	1		ショルダーバック	1	
活動服	1		短靴	1	婦人靴
アポロキャップ	1		雨衣	1	
外套	1				



(参考資料)

本別町消防団員の報酬に関する規則

(平成28年3月29日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、本別町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成28年条例第27号。以下「条例」という。)第12条に規定する報酬について必要な事項を定めるものとする。

(年額報酬の支給方法)

第2条 年額による報酬は、当該報酬年額の2分の1相当額を9月及び翌年の3月に支給する。

2 新たに団員となった者、又は階級に異動のあった団員の報酬は、任命の日の属する月から月割により計算した額を支給する。

3 退職した日の属する月に再び団員となった者の報酬は、その翌月から支給する。

4 退職又は死亡した団員の報酬は、退職又は死亡した日の属する月まで月割により計算した額を支給する。

5 報酬の支給額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(出勤報酬の支給方法)

第3条 出勤による報酬は、当月分を出勤区分ごとに計算した額を合算し、翌月末までに支給する。

(出勤報酬の支給区分)

第4条 出勤報酬の支給区分は、次のとおりとする。

(1) 災害出勤とは、水、火災等災害の発生に際し出勤したものをいう。

(2) 訓練出勤とは、消防演習、定例の訓練出勤及び教養訓練に出勤したものをいう。

(3) 警戒出勤とは、風水害により災害発生のおそれがあるとき、若しくはそれら災害防除のための警戒又は雪害による水利除雪の必要があるとき及び歳末等特別警戒のため出勤したものをいう。

(4) その他出勤とは、防火査察、消防用車両及び機械器具の整備点検、消防団活動のための会議等に出勤したもののほか火災予防啓発パレード等に出勤したものをいう。

(5) 十勝管内連合演習及び教養訓練出勤とは、十勝管内消防団の連合演習及び十勝管内消防団員の教養訓練に出勤したものをいう。ただし、当該出勤が開催場所等により公用車により難しいときは往復の交通に要する旅費を加算する。

(参考資料)

本別町消防団員退職報償金の支給に関する条例

(平成27年9月17日条例第28号)

(趣旨)

第1条 この条例は、郷土愛護の精神に基づき永年にわたり非常勤消防団員(以下「消防団員」という。)として本別町内の防災活動に従事し、退職した場合において、その功労に報いるためその者(死亡による退職の場合はその者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数、勤務成績及び貢献度等を勘案し、16,000円に勤務年数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定める。

(勤務年数の算定)

第3条 勤務年数については、その者が消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び消防団員となった月の属する日から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りではない。

2 前項の勤務年数の計算は、消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。ただし、退職した日の属する月と再び消防団員となった日の属する月が同じである場合においては、その月は後の就職に係る勤務年数には参入しない。

(遺族の範囲)

第4条 退職報償金の支給を受けることができる消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(退職報償金支給の制限)

第5条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

第6条 退職報償金は、消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(参考資料)

本別町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成28年3月29日要綱第7号)

(目的)

第1条 この要綱は、本別町消防団(以下「消防団」という。)に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 本別町長(以下「町長」という。)が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に消防団協力事業所表示証交付申請書(別記第1-1号様式)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、町長に消防団協力事業所表示証交付推薦書(別記第1-2号様式)により推薦することができる。

(認定基準)

第4条 町長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 町長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 町長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令

に違反している事業所等は除く。)に表示証(別記第2-1号様式)を交付するものとする。この場合においては、表示証交付書(別記第2-2号様式)を添えて交付するものとする。

2 表示証を破損等した協力事業所については、町長にその理由を付した書面により再交付を受けることができる。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した町名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

3 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記第2-1号様式のほか、同様式の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、町長は、本別町消防団協力事業所表示証交付整理簿(別記第3号様式)を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 町長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 町長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 町長は、協力事業所を本別町消防団の組織に関する規則(平成28年規則第9号)に基づき表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、本別町総務課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は町長が別に定める。



## 消防団員のしおり

---

令和4年 4月 1日 初版発行

---

作成・発行 本別町役場 総務課  
(とまち広域消防事務組合 本別消防署)

---